

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 8 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政 ・ 2 田中 康章 ・ 3 田村 明 ・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次 ・ 8 喜多 義幸 ・ 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己 ・ 12 海野 要 ・ 13 内藤 正敏 ・ 19 草深 みつよ
21 坂野 大徹 ・ 23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長 ・ 野村次長 ・ 吉川主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：紀平担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 2 田中 康章 ・ 19 草深 みつよ

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>第8回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。 議事録の署名者を私から指名させていただきます。2番 田中 康章委員、 19番 草深 みつよ委員、よろしく願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。よろしくお 願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま す。 番号1から4で、合計件数は4件、すべて畑で4, 367㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解 約したものです。</p> <p>2ページから3ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は18, 036㎡で、その内訳 は田が15, 619㎡、畑が2, 417㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>4ページから5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権 移転）、でございます。 番号1、貸駐車場用地 番号2、番号3、一般個人住宅用地 番号4、太陽光発電施設用地 番号5、一般個人住宅用地 番号6、番号7、太陽光発電施設用地 番号8、駐車場及び資材置場用地 番号9から番号12、太陽光発電施設用地 でございます。 以上、件数は12件、合計面積は8, 091㎡、その内訳は、田が3, 91 5㎡、畑が4, 176㎡でございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借 権）、でございます。 番号1、駐車場用地（一時転用） でございます。 以上、件数は1件、畑で208㎡でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸 借）、でございます。 番号1、番号2、一般個人住宅用地 でございます。</p>

以上、件数は2件、すべて畑で667㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で、面積が386㎡、取得年月日は、平成3年12月1日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は畑で386㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、早速ですが議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、事前に皆様に送付させていただきました議案書の19ページ、議案第6号の番号2から4の案件につきまして、取下げ願いが提出されましたため、削除させていただくことといたしました。なお、この削除に伴い、議案書の19ページ下の議案第6号の合計欄について、合計4件979.03㎡を合計1件498㎡とし、畑481.03㎡を削除願います。

また、議案書（別冊）の「農用地利用集積計画」の、個票（利用権設定各筆表）を除く表紙以下の部分の差替えをお願いいたします。

なお、訂正箇所の詳細につきましては、付議議案の説明の際に行いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案案件の説明をさせていただきます。

9ページから10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 5,461㎡、渡人 _____、面積 158㎡、申請地 一身田町北寺町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 158㎡。

これにつきましては、受人は、共有持分の整理のため、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 櫛形、受人 _____、面積 712,518.79㎡、渡人 _____、面積 2,354㎡、申請地 分部上頭 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 244㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、面積 8,957.92㎡、渡人

_____、面積 8,957.92㎡、申請地 高茶屋小森町向山_____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡ 外3筆、合計面積 2,095
㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り
受けるものです。

番号4、地区 高茶屋、受人 _____、面積 8,957.92㎡、渡人
_____、面積 8,957.92㎡、申請地 高茶屋小森町向山_____、
台帳地目 田、現況地目 畑、面積 62㎡。

これにつきましては、受人は、生前部分贈与により、渡人から申請地を譲り
受けるものです。

番号5、地区 上野、受人 _____、面積 12,227㎡、渡人 _____
_____、面積 277㎡、申請地 河芸町上野北大蔵_____、台帳地目・現況
地目とも畑、面積 142㎡ 外1筆、合計面積 277㎡。

これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り
受けるものです。

番号6、地区 黒田、受人 _____、面積 7,411㎡、渡人 _____
_____、面積 12,509.23㎡、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地
目・現況地目とも田、面積 214㎡ 外1筆、合計面積 2,514㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する
渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 椋本、受人 _____、面積 7,708.04㎡、渡人 _____
_____、面積 7,708.04㎡、申請地 芸濃町椋本中町_____、台帳地
目・現況地目とも畑、面積 66㎡ 外15筆、合計面積 6,789.04㎡。

これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り
受けるものです。

この中で10ページの1行目、芸濃町椋本中町_____、919㎡について
は、台帳地目は宅地ですが、875.04㎡分、農地として登録があるため農
地法の適用を受けており、農地法第3条申請が必要なことから申請地となっ
ています。

番号8、地区 長野、受人 _____、面積 5,801㎡、渡人 _____
_____、面積 4,197㎡、申請地 美里町北長野東山_____、台帳地目・現
況地目とも畑、面積 65㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請
地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 村主、受人 _____、面積 11,087㎡、渡人 _____
_____、面積 10,286.39㎡、申請地 安濃町川西岡副_____、台帳
地目・現況地目とも畑、面積 185㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請
地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 安濃、受人 _____、面積 6,464 m²、渡人 _____、面積 2,882 m²、申請地 安濃町安濃室ノ口 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 692 m² 外1筆、合計面積 2,882 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人から、耕作利便のよい申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は10件、合計面積は15,271.04 m²で、その内訳は田が5,458 m²、畑が8,938 m²、その他が宅地で875.04 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、番号1から地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田、お願いします。

田村委員 3番、田村です。8月19日に現地確認を行ってまいりました。事務局説明のとおりで、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 楡形。

東海委員 4番、東海です。8月7日の日に地元推進委員と、それから川邊委員の3人で確認をさせていただきました。何ら問題はございませんでした。
以上です。

議 長 番号3、4、地区 高茶屋、お願いします。

村澤委員 5番 村澤です。地元推進委員と調整させていただきましたが、問題ないということでしたので、よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 上野、番号6、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番 喜多です。この上野は、地元推進委員と現地を確認しましたが、別に問題なしということで、よろしくお願いします。

6番の地元推進委員と現場を見ましたが、別に問題なしということで、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番 牧野です。一括贈与ということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号8、地区 長野。

清水委員 11番、清水です。8月13日、現地で確認をさせていただきましたところ、別に問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 番号9、地区 村主。

内藤委員 13番、内藤です。8月7日、地元推進委員と現地確認を行いました。何ら問題ございません。事務局の説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 番号10、地区 安濃。お願いします。

海野委員 12番、海野です。8月7日、地元推進委員と私とで現地確認を行いました。問題なしとの判断をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号10について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所領付 _____、
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 70㎡ 外1筆、合計面積 179㎡。

これにつきましては、申請地を周囲の山の持ち主が利用する駐車場用地とするものですが、昭和60年頃から、山間にあり駐車場がなかったためやむなく駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は179㎡で、その内訳は田が70㎡、畑が109㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局説明終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 辰水。

清水委員 11番、清水です。これも8月13日、現地確認をいたしましたところ、別に問題はございませんが、道路工事個所の横と最近崖崩れを起こした付近でございまして、出にくいところでしたけれども、別に問題ないとこのように思っ

ております。
以上です。

議 長 番号1について地元委員から異議がない旨の発言がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局、説明をお願いします。

事 務 局 12ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町浜新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 613㎡ 外2筆、合計面積 900㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、346.06㎡、パネルの設置率は転用面積の38.5%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町北永定 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 659㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、256.69㎡、パネルの設置率は転用面積の39.0%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗真、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 1,169㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、549㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 櫛形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡

人 _____、申請地 分部下稲葉_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 967㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、853㎡、パネルの設置率は、一体利用する雑種地を含め、合計面積2,383㎡のうち転用面積の35.8%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 楡形、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 分部片尻_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,675㎡ 外3筆、合計面積 1,964.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は815.00㎡、一体利用する雑種地を含め、全体面積は2,063.61㎡で、このうちパネルの設置率は、メンテナンス車両の駐車スペースを確保する計画があることから、その部分の面積100㎡を除くと転用面積の41.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森上野町野田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 241㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、550.80㎡、メンテナンス車両スペースを確保する計画があることから、一体利用地を含め、全体面積1,815.55㎡で、このうちパネルの設置率は、転用面積の30.4%になりますが、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体として太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,120㎡ 外1筆、合計面積 1,830㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

本申請は、_____を営む申請者が利用している資材置場が手狭となったことから新たな用地を探していたところ、隣接する申請地を譲り受け、_____を保管する資材置場として転用するものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 高茶屋、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町丸田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,212㎡ 外1筆、合計面積 2,253㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光

発電施設及び管理道路用地とするものです。

パネル設置面積は、484.48㎡、パネル設置率は、管理用道路部分579㎡を除いた有効設置面積に対し、転用面積の29.0%となりますが、パネル・フェンス等がそれぞれに配置され、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 大里野田町石田 _____、台帳地目 田、現況地目
山林、面積 168㎡ 外5筆、合計面積 1,731㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3,118.25㎡、一体利用する山林を含め合計4,482㎡のうち、パネルの設置率は、転用面積の69.6%になります。

山林に囲まれた農地であったため耕作を行えず、これまで山林としてきた旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 大里山室町天王前 _____、台帳地目・現況地目と
も田、面積 210㎡ 外2筆、合計面積 216.51㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,157.67㎡、一体利用する山林を含め合計面積7,274.51㎡のうち、パネルの設置率は、転用面積の57.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 大里睦合町岡之山 _____、台帳地目 畑、現況地
目 山林、面積 198㎡ 外17筆、合計面積 3,592㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,858.56㎡、一体利用する山林、原野、雑種地を含め、合計面積9,951㎡のうち、パネルの設置率は、転用面積の48.9%になります。

山林に囲まれた農地であったため耕作を行えず、これまで山林としてきた旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 大里睦合町薬師谷 _____、台帳地目 田、現況地
目 山林、面積 132㎡ 外7筆、合計面積 1,007㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,494.16㎡、一体利用する山林を含め合計面積

10,038㎡のうちパネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。
山林に囲まれた農地であったため耕作を行えず、これまで山林としてきた旨の始末書が提出されています。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 大里睦合町天提 _____、台帳地目 田、現況地目
山林、面積 674㎡ 外1筆、合計面積 2,181㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,858.56㎡、一体利用する山林を含め合計面積
9,119㎡のうちパネルの設置率は、転用面積の53.3%になります。

山林に囲まれた農地であったため耕作を行えず、これまで山林としてきた旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地河芸町高
佐明神 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 422㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

本申請は、現在 _____ で働いている申請者が、その経験を生かし、独立し
て事業を立ち上げる際に、河芸町高佐地内の宅地を譲り受け、事務所兼作業場
及び駐車場として利用する予定ですが、資材置場を置くスペースがなく、隣接
する農地であると利便性がよいことから、申請地を譲り受けることとなったも
のです。

農地区分は、第1種農地ですが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地
の面積が既存施設の敷地の面積2,407.58㎡の2分の1を超えないため、
不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号15、地区 棕本、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町棕本殿町 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 753㎡ 外4筆、合計面積 1,967㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、725.57㎡、パネルの設置率は、メンテナンス車両
スペースを確保する計画があることから、転用面積の36.8%になりますが、
それぞれパネル・フェンス等を配置し、申請地全体を太陽光発電施設用地とし
て使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 安西、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 芸濃町萩野宮谷 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 85㎡ 外6筆、合計面積 883㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置
場用地とするものです。

申請者は _____ 地内に事務所兼資材置場を借用して太陽光発電施設の管理

業務を行っていますが、業務拡大に伴い手狭になってきたので、各地の顧客に対応するため、交通利便のよい場所を探していたところ、本申請地を_____の資材置場として譲り受けることになったものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野前田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 963㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、272.64㎡、パネルの設置率は28.4%になりますが、2枚の棚田であるため、高低差により法面など設置できない部分があり、それぞれパネル・管理用通路・フェンス等を配置し、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所領付_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 52㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林とするものですが、昭和60年頃に山間の田であったことから植林に至ったとの始末書が提出されていることから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳山出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 435㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 安濃、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多堀河部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 467㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事務所用地とするものです。

本申請は、_____などを営む申請者が、新たな顧客開拓を目指し、新会社を設立するため、近隣にあった申請地を譲り受け事務所用地として譲り受けるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は20件、合計面積は24,900.12㎡、このうち田が16,636.13㎡、畑が8,263.99㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、白塚。

- 田村委員 3番、田村です。1、2、いずれの案件についても、8月7日、地元推進委員と現地確認を行いました。特に意見はなく、事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。
- 議長 番号3、地区 栗真。お願いします。
- 坂野委員 21番、坂野です。8月7日、守山会長、太田部会長と地元推進委員で現地調査を行いました。別に問題ないと思います。
- 議長 番号4と5、地区 櫛形。
- 東海委員 4番、東海です。8月7日に、地元推進委員と川邊委員、私、事務局4名で現地確認をさせていただきましたが、何ら問題はありませんでした。よろしくお願いします。
以上です。
- 議長 番号6から8まで、地区 高茶屋。
- 村澤委員 5番、村澤です。8月7日、会長、部会長、事務局、地元推進委員で、現地確認をしました。別に何の問題もないということでした。よろしくお願いします。
- 議長 番号9から番号13、地区 大里、お願いします。
- 草深委員 19番、草深です。11の項目だけ行政書士と事業者と来ていただきまして、事務局も来て確認させていただきました。ほかのところは全部地元推進委員と田中委員とそれから事務局と確認取っていただきまして、説明どおり、全部山林に近い田で、ほとんど山林化されていたので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
番号14、地区 黒田、お願いします。
- 喜多委員 8番、喜多です。これ、地元推進委員と現地を確認しましたが、別に何ら問題ないということで、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。
- 議長 番号15、地区 椋本、お願いします。
- 牧野委員 10番、牧野です。8月7日に地元推進委員それから事務局と一緒に現地確認いたしました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 番号16、地区 安西、お願いします。
- 片岡委員 9番、片岡です。地元委員2名と地元推進委員と7日に現地確認いたしました。資材置場として利用すると確認いたしましたので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 番号17、地区 長野、番号18、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。8月13日、現地確認を行いました。17と18、少し場所が違いますが、別段これといった問題はありませんでした。皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。辰水地区のこれも、現状は山林かなと思ひようなところでございまして、別段問題ないかなと、このように思ひておひります。以上です。

議 長 番号19、地区 村主。お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。8月7日に、地元推進委員とともに現状を確認させていただきました。排水関係もきちんとしてございまして。何ら問題ないと確認してございまして。

議 長 番号20、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。8月7日に地元推進委員と私とで現地確認を行いました。何ら問題なしとの判断をさせていただきました。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号20について、地元委員から異議のない旨の発言がございまして。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
この案件、第3号、約2ha以上の農地が太陽光になるということでございまして。放棄地も幾らか解消されたと思ひます。ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局、説明お願ひします。

事務局 17ページをお願ひいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございまして。
番号1、地区 藤水、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 藤方黒木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 735㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、411.54㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.0%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、

貸人 _____、申請地 大里睦合町西垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 376㎡ 外3筆、合計面積 1,456㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、615.49㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町西垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 872㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、405.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、借人 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町中町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,927㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、777.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.4%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 豊津、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 348㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.29㎡、パネルの設置率は一体利用地を含めた全体面積923㎡のうち、転用面積の51.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 豊津、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 261㎡ 外2筆、合計面積 508㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、293.92㎡、パネルの設置率は、転用面積の57.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は5,846㎡で、その内訳は田が856㎡、畑が4,990㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺いますが、その前に、議案第3号の案件、また議案第4号の案件において、幾つか1,000㎡以上が多数ございまして、当月においては会長、部会長、現地確認の幾つかしていないところもございまして。皆さん方に、また地元推進委員の方にもいろいろご厄介をかけておりますけれども、どうぞご勘弁いただきたいなと思います。手が回りませんので、ご了承いただきたい、ご理解いただきたいと思います。

それでは、議案第4号、番号1から地元委員さんの意見を伺います。

地区 藤水、お願ひします。

村澤委員 5番、村澤です。8月7日、地元推進委員と、それから事務局とで現地確認に行きました。別に何の問題もありません。よろしくお願ひします。

議 長 番号2と3、地区 大里、お願ひします。

草深委員 19番、草深です。8月7日に、事務局、田中委員、それから地元推進委員と現地確認をさせていただきまして、何ら問題はなかったと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 番号4、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。8月7日の日に事務局と、それから地元推進委員と現地確認させていただきまして、何ら問題はございません。その後で、地元の農振協会のほうで報告審議をさせていただいたところ、何も問題ないということで、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号5と6、地区 豊津。

喜多委員 8番、喜多です。事務局と地元推進委員と現場を確認しましたが、別に5、6とも問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 番号1から番号6について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（地上権）について、事務局、説明お願ひします。

事務局 18ページをお願ひいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）

でございます。

番号1、地区 豊津、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 294㎡ 外1筆、合計面積 575㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、478.29㎡、一体利用地を含めた全体面積923㎡のうち、パネルの設置率は、転用面積の51.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で575㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 豊津。お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局と地元推進委員と現地確認しましたが、別に何の問題もありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員から異議なしの意見がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしですか。
それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（使用貸借）です。事務局、説明お願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 神戸北浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 670㎡のうち498㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第1種農地ですが、住宅申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で南側集落に接続して設置されるもののため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、件数は1件、田で、面積は498㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸。お願いします。

東海委員 4番、東海です。8月7日に、事務局と、地元推進委員、それから私の3名で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題はございませんでした。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 番号1について、地元委員から異議なしの意見がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第7号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 櫛形、願出者 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 206㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和51年に農業用倉庫を建築し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 櫛形、願出者 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 135㎡。

これにつきましては、昭和63年5月の空中写真撮影記録により、申請地が昭和60年頃より荒廃し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号3、地区 大里、願出者 _____、申請地 大里睦合町岡之山_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 148㎡ 外3筆、合計面積904㎡。

これにつきましては、平成4年10月の空中写真撮影記録により、申請地に昭和55年頃にヒノキを植林し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号4、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町西南野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 784㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和43年に居宅が建築され、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号5、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町切畑 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 95㎡。

これにつきましては、平成10年11月の空中写真撮影記録により、申請地に昭和40年頃に杉を植林し、現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は5件、合計面積は2,124㎡で、その内訳は田が301㎡、畑が1,823㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、2、地区 櫛形。お願いします。

東海委員 4番、東海です。8月7日に、事務局、それから地元推進委員、川邊委員、私、4名で現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり何ら問題はございません。
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 番号3、地区 大里。お願いします。

草深委員 19番、草深です。8月7日に、田中委員、地元推進委員と、それから事務局と現地確認させていただきました。事務局の報告どおり何も問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

議 長 番号4と5、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。8月7日に、事務局と、それから地元推進委員と私3名で現地確認させていただきました。何ら問題はなかった旨を地元の農振協議会にて審議させていただきましたが、何ら問題ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
番号1から番号5について、地元委員からは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長　それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第8号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局　議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

会議の冒頭で差替えをお願いいたしましたが、今回、資料の3枚目の「農用地利用集積計画の概要」で、右から5つ目の欄、「市町村名」の下に、今までは「農地流動化助成金対象面積」の欄を設けていたのですが、これに関連する「農地流動化促進事業奨励金」の交付要綱の改正により、システム上、正しい数字が表示できないことから、この欄を削除して資料の差替えとなりました。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で26,283㎡、畑の賃貸借、使用貸借で18,990㎡、契約件数は19件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借で11,465.40㎡、畑の使用貸借で3,383㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,878㎡、契約件数は5件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,400㎡、畑の賃貸借、使用貸借で8,445㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12,530㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で2,758㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて89,314.40㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で30,818㎡、合計契約件数は44件、合計面積は120,132.40㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区2件、河芸地区1件、安濃地区5件、芸濃地区4件で合計12件、合計面積は40,183㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で27.3%、面積で33.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

資料の3枚目の「農用地利用集積計画の概要」の裏面をご覧ください。

今回、「農地利用集積円滑化事業」からの契約移行したものはなく、新規のみです。該当のものについては「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は021番と023番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、この「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

まず初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をいただきます。

まず、整理番号14について、_____委員に退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

よろしいですか。ありがとうございます。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、議案第8号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。

お疲れさまでした。以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時55分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年8月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____